

## 第2節 自主防災体制の整備計画

第1項	自主防災組織育成計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	自主防災活動計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部

### 【基本方針】

本市では、安全・安心で災害に強いまちづくりのための施策が推進されているが、地域全体を安全にするためには関係機関の防災活動だけでなく、地域住民みんなの参加が重要である。実際、兵庫県南部地震では、消防車や救急車が到着するまでの間、地域の人たちがお互いに協力して初期活動を行ったり、建物の下敷きになった人を救出するなど、身近なコミュニティが被害を最小限に食い止めた事例がある。また、東日本大震災では震災発生時刻が午後～夕方にかけてであったため、災害に対する初動対応は地域にいた女性や青少年が大きな役割を担ったといわれている。

また、住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害を未然に防止したり、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成にもつながるものである。そのため、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努めるものとする。

自主防災組織としては、地域住民を中心とした行政区及び学校区単位の「地域自主防災組織」と、危険物や文化財等を管理する機関・組織単位での「職域自主防災組織」とに分けて育成・強化を図る。

自主防災組織の活動にあたっては、「どういう災害が起きやすいのか」、「災害が起きたときどうするのか」が重要なので、以下の方針に従い住民の自主防災活動への積極的参加を促す。

- 1) 地域内の危険要素や危険箇所の調査点検とその周知
- 2) 避難路・避難所を含む防災施設・資機材の整備とその周知徹底
- 3) 情報収集・伝達経路の確立
- 4) 避難行動要支援者の把握及び支援
- 5) 防災訓練の実施

### 第1項 自主防災組織育成計画

#### 【現況】

大規模災害時には、防災行政機関の活動が遅滞するような事態が発生しがちであるが、そういった場合に被害の防止・軽減を図るためには、「自分の命は自分で守る」、「自分

たちの地域は自分たちで守る」という「自助」「共助」の考え方で、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えをしておくことが重要である。

そのため、本市でも自主的な防災活動の重要性を防災ワークショップやホームページ等で広報しており、平成23年度以降、各地区で自主防災組織の結成が広がりを見せている。

### 【計画目標】

災害を予防する、あるいは災害発生時の被害を最小限に抑えるには、公的機関の活動のみならずそれを補完する立場としての自主防災組織の活動が重要である。本市における地域自主防災組織の組織率は約50%で、福岡県内の平均値を下回っている。したがって、今後、以下の計画に沿って自主防災組織の育成強化を図るものとする。

#### 《〈関係法令〉 自主防災組織の基本方針》

災害対策基本法 第5条第2項

2. 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共団体その他防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

### 1. 地域自主防災組織の育成計画

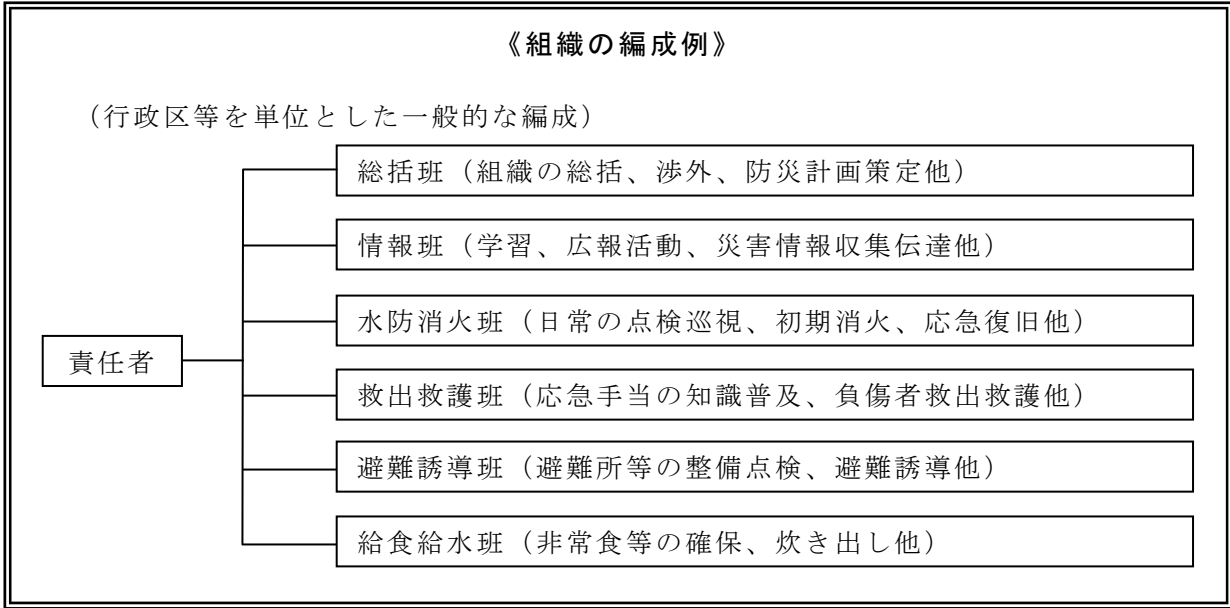
市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、その組織化に積極的に取り組むこととする。

- 1) 市は自治会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。また、男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成を積極的に推進する。
- 3) 市は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- 4) 市は、災害時に自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講ずる。

### 2. 自主防災組織の結成方法

- 1) 自主防災組織を結成する方法としては3タイプがあるが、どの方法を採用するかは地域の特性を考慮して決定する。
- 2) 自主防災組織結成後は、日常及び災害時の組織運営や活動が円滑に進むよう、学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導及び助言を行い、組織の充実・活性化を図る。

《自主防災組織の結成方法》			
	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	自治会役員が自主防災組織の役員も兼任する。	自治会長（＝会長）の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門を作る。	自治会が中心となって、自治区とは全く別個に自主防災組織を作る。
長所	組織作りが容易。活動を継続しやすい。		役員全員の負担が軽い。
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	会長以外の役員の負担が軽い。	
短所	自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。		地域内に二人の長がいて、混乱や対立が起こりやすくなる。



## 第2項 自主防災活動計画

### 【計画目標】

#### 1. 自主防災活動計画

地域自主防災組織の活動としては、次に示すような項目があげられるが、実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

##### (1) 平常時の活動内容

- 1) 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員毎の役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

- ア. 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の特定、危険箇所の巡視点検及びその結果報告と緊急対策に関すること。
- イ. 地域住民の任務分担に関すること。
- ウ. 防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- エ. 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- オ. 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- カ. 避難所、避難路、避難勧告等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- キ. 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- ク. 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- ケ. その他自主防災組織間の相互支援や自主的な防災に関すること。

## 2) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

## 3) 消火訓練、避難訓練その他防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、消防団はもとより、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。

また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

- ア. 情報の収集及び伝達の訓練
- イ. 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ. 避難訓練
- エ. 救出及び救護の訓練
- オ. 炊き出し訓練

## 4) 防災用資機材の点検・整備

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の点検・整備を行う。

## 5) 自主防災地図(地域独自の防災マップ)の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速・活発化、的確化を図る。

## 6) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、

福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 災害発生時の活動内容

1) 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。なお、災害発生時には情報の錯綜やデマによるパニック（不要な混乱）が発生する懸念がある。このため、自主防災組織は組織内に情報を統合及び管理・分析する担当責任者（専従者）を定めておき、市及び関係機関との相互連絡体制を確立しておくものとする。

3) 救出・救護の実施及び協力

がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害や災害に伴う建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域毎に災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておき、緊急時における連絡や搬送対応等について消防機関も含めて事前に調整しておく。

4) 避難の実施

避難勧告または避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

ア. 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

a. 市街地-----火災、落下物、危険物、浸水箇所等

b. 山間部、起伏の多いところ----がけ崩れ、土石流、地すべり

イ. 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとし、両手が自由に動かせる背負い式バック等にまとめるように指導する。

ウ. 高齢者、幼児、障がい者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、避難支援者や地域住民の協力のもとに安全かつ早期に避難させる。

5) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する

給水、救援物資の配布活動に協力する。

6) ボランティア活動への助言、支援

東日本大震災等の近年の大規模な災害発生時には、国民の相互扶助意識の高まりから、全国からボランティアによる活動者が被災地支援に駆けつける。

ボランティア活動は基本的には全国社会福祉協議会（福岡県社会福祉協議会や行橋市社会福祉協議会も含む。）と関係機関が主導しつつ進める。しかし、他方で現地では支援依頼内容の行き違いや指示系統が混乱するなどしてトラブルが発生するケースも多数報告されている。自主防災組織は、地域の防災共助組織として、こうしたボランティア支援活動が円滑で効果的に行えるよう、現地での助言や支援を行う。

## 《自主防災組織の活動内容例》

活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	a. 地域災害史や体験談の掘り起こし b. 災害や危険箇所についての学習 c. 学習会や講演会の開催 d. 応急手当知識の普及 e. 防災計画書の作成
	広報活動	a. ミニコミ誌やパンフレット類の発行 b. 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 c. 情報伝達経路の確立
	点検活動	a. 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 b. 避難路、避難施設の点検整備 c. 避難行動要支援等の把握
	資機材整備	a. 防災資機材の整備、点検 b. 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	a. 自主防災組織単位での防災訓練の実施 b. 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 c. 市等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	a. 災害、被害情報の収集伝達 b. 避難指示、勧告の伝達 c. 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	a. 危険箇所の巡視並びに予防対策 b. 被害箇所の応急復旧 c. 初期消火活動
	避難誘導活動	a. 避難路、避難所の安全確認 b. 避難路、避難所の指示 c. 要介護者、子どもの避難補助 d. 避難誘導
	救出救護活動	a. 負傷者等の救出 b. 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	a. 食糧、飲料水等の確保 b. 炊き出し等の給食活動 c. 給水活動 d. その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	a. 文化財等の安全確保 b. 治安活動、防災組織の育成

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食・給水」訓練等を重視して重点的に行う。